

く我が国の全体のゆゆしき社会問題とも言えるわけであります。

以前では非常に珍しい形でありましたし、川崎市などは二十年前くらいからでしょうか、だんだんとホームレスの人たちも散見されるようになります。そして、当時、議会などのやりとりもあつたわけでございますけれども、無宿労働者、寝泊まりをする場所がない労働者というような言い方をして議論しておつたのを今でも思い出すところでございます。

川崎市の例をまず申し上げますと、最初は、市の行政の担当者の方、そして地域の住民の皆さん、そして警察官などがパトロールをしながら、なるべく公的な機関に寝泊まりをしている人たちが、まず一つは、人権上の何か手助けができないのかという視点。もう一つは、公共の施設だから、市民の皆さんにお使いになる場所だからそこを占拠されると困るんですよということで、確かに立ち退いていただきたい、このような指導をしておつたのでござりますが、大変残念なことであります。川崎の警察署管内ではホームレスの人に対しての警察官の暴行事件がありまして、大変大きな社会問題になつたわけでございます。それを契機として、警察の人たちもホームレスの人たちに対する余り、指導するというか対応するといふことがずっと少なくなつてまいりまして、いつの間にかずるずると今日のような状態になつてしまひました。

もちろんホームレスの人たちが公的な施設で寝泊まりをしていいはずはないわけでございます。もちろん法律も条例もありますけれども、はつきり言うと、それが今日機能していない状況にあるということだと思います。

平成八年の調査では川崎市では四百五十人という数があつたものが、何と今日では全市で約千人までふえております。昨日も川崎市は調査をした一番新しい数字を正式に発表しております。私の選挙区でありますけれども、川崎区と幸区という極めて狭い範囲でございますが、その地域だけで

も八百三十六名という数字でございました。全市にはどの程度いるのかわかりませんけれども、多く人はいるのではないかと思つております。

また、もう一点であります。地域住民とのトラブルの経過もございます。

最初は、やはり生活支援ということで食券を配付して、いろいろな意味での行政が手だてをいたしました。その食券は、そのチケットを持っていれば何でも買い物ができるものですから、地域の流通するお金のようなイメージで、大変ある一面からはその人たちに重宝されたんでございます。しかし、それによって多くの問題が生じて、とうとう川崎市は、今、一日六百六十円、二食分ということで、食べ物の現物支給をするようになりました。ホームレスの人たちにとって、時間がたてば腐るわけですし、食べられなくなるわけでし、それ自体を価値あるものとしてはなかなか認められないという人たちもふえまして、食券を券として配っているときに比べてうんと受ける人たちが少なくなつて、結果においては、ホームレスの実態も、よほど市役所が本気で調べないと以前のように実態が把握できないという状況になつてゐることも事実でございます。

そういう中で、もう一点の問題は、自分の名前、本籍地、住所等、全く名乗らない、名乗れないのかもしれませんけれども、そういう人たちが結構多くなつてまいります。当然、その人たちは生活保護の対象にもならないし、働くとしても使つてくれるところもございません。この人たちも含めてどうするのかということが、実は今後の抜本的な対策として求められておるわけでございます。

私たち、そういう中に幾つかの施策を考え提案をしてまいりましたけれども、何といつても、全国の中でどのような状況にあるのか。大都市は比較的行政が本気になつて数の把握や実態調査をしておりますけれども、全国的に、中核都市を含め相当な分散をしている状況をどのように把握しておられるのか。今日の把握の状況について

て、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○真野政府参考人 全国のホームレスの概数でござりますけれども、各地方公共団体が把握してお

ります直近の状況を取りまとめましたところ、平成十三年九月、これが全国の直近でございますが前回の十一年と比較をいたしますと、先生おつしやいますとおり、指定都市等の大都市部ではおむね微増ないし横ばいである一方、その他の市町村を中心に増加をしておりまして、地方都市に拡散している傾向が見られるというふうに考えております。

○田中(和)委員 私は、平成十年の十月に立ち上げたわけでございますが、自民党的ホームレス問題勉強会の一メンバーでございますけれども、大阪、東京、しかも相当細かく各所を視察させていただいております。しかも、単なる視察ではなくて、ホームレスの方々からの聞き取りもやっております。また、近隣の皆さんのがどのような感じを抱いておられるのか、あるいは、大阪や東京などもお聞きをしてまいりました。

私自身も、実は川崎市のJRの駅前でしまつちゅう演説をするのですから、そこに大勢のホームレスの皆さんがありまして、一番丁寧に私の話を聞いていただいているお客様でございまして、いろいろと親しくもお話をいたしております。

ここで、もう一つ視点を変えた話を申し上げます。すけれども、生活保護ということが出でまいります。一般的な生活保護はもう説明する必要もないのですが、川崎市なども、東京などは特にそういう傾向があるわけでございますが、第二種福祉事業、宿泊施設というのができ上がりてきておりま

して、いわば宿を提供する、アパートを提供する業者の方たちが、実は生活保護の手続まで代行しておりますわけでございます。個別的に手続をすることに原則なつておりますけれども、代行する人がちがいで、その人たちはホームレスからそこに入ることによって生活保護者になつてまいります。

川崎市では、五十歳代ぐらいの対象者とすれば、生活費が八万二千五百二十円、住宅費が五万三千七百円、合わせて十三万六千二百二十円というような数字になつておるようでございます。これは、高いのか安いのかは別にしましても、制度の中でそのようになつております。

今、川崎市では定数が五百九十六人ということがなつております。しかも、高いのか安いのかは別にしましても、制度によっておりまして、その人たちはホームレスから移行して生活をしておるわけでございます。この宿泊施設が、やはり地域で問題を起こし、あるいは建てるということで住民の反対があつて、いろいろと社会問題にもなつております。

しかし私は、このように施設の中に入れる方はまだも、はつきり言えば、アルコール中毒者とか、あるいは、先ほど言つたように自分の名前を名乗れない人たち、こういう人たちは野宿生活をするしかないわけでございます。本当に、動けなくなつて病院に拘束されるまで大変悲惨な生活を送っておりますし、どのようにしようとしてもどうしようもないという現実に突き当たるのが現状でございます。

そういう中で、私たちは、どんなに検討しても、地方自治体でやれる範囲をもう超えてるんじゃないかと。現実に、世界じゅうの国々の中で、こういう現象は都市部にあるわけでございますけれども、相当積極的な対応をしている国もあるわけでございますし、もちろん地方政府の協力も得なければならぬけれども、国がリーダーシップを發揮するときだ、このように私はあえて申し上げたいと思っております。

景気の低迷による雇用情勢の悪化という社会経済状況の変化、少子高齢化や核家族化の進行などによる家族構造の変化、また、社会生活への不適

応、多重債務、アルコール依存症などの個人的な要因などが絡み合ってこれらのこと�이起きていくと思うのであります。福祉、雇用、保健医療などの総合的な支援策が求められておりますけれども、対策を国はどのように考えておられるのか、どのようにしようとしておられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○真野政府参考人 ホームレス対策につきましては、平成十一年の五月に、ホームレス問題に対する当面の対応策ということを取りまとめまして、関係省庁及び関係地方公共団体が取り組んでいるところをございます。

厚生労働省といたしましては、当面の対応策の主要な柱といたしまして、平成十二年度より、ホームレスの方々に対しまして生活相談、健康診断、職業相談等を行いまして、就労による自立を支援いたしますホームレス自立支援センター事業。それから平成十三年度よりは、ホームレスの方々に対しまして緊急一時的な居住場所を提供するシエルター事業を実施いたしております。

今後とも、関係自治体とも連携をいたしまして、施策の充実に努めたいと考えております。○田中(和)委員 はつきり言いまして、先ほどの調査も、全国的な調査ではないという、都市部の、しかも極めて深刻な事態になつてきている自治体の調査の数字であります、これはやはり全国的にチエックをしなきゃいけないだろうと私は思つております。

そういう事態になれば、どうしても地域社会がすさんでまいりますし、子供たちだって、自分のペットはかわいがつても、ホームレスの人を平気で殺傷してしまうような、人としてあるまじき行為まで社会問題として起こつてきています。これは本当に重大な問題ですね。

そういう中で、本当に待望の、各党の御関係者

の皆さんの大変な御努力によつて、いよいよ議員の確保、雇用の安定、保健医療の充実、要援護者の住まいなどの確保、安心、安全な地域環境の整備というそれぞれの課題について取り組んでいるところでございます。

厚生労働省といたしましては、当面の対応策の主要な柱といたしまして、平成十二年度より、ホームレスの方々に対しまして生活相談、健康診断、職業相談等を行いまして、就労による自立を支援いたしますホームレス自立支援センター事業。それから平成十三年度よりは、ホームレスの方々に対しまして緊急一時的な居住場所を提供するシエルター事業を実施いたしております。

今後とも、関係自治体とも連携をいたしまして、施策の充実に努めたいと考えております。

○田中(和)委員 はつきり言いまして、先ほどの調査も、全国的な調査ではないという、都市部の、しかも極めて深刻な事態になつてきている自治体の調査の数字であります、これはやはり全国的にチエックをしなきゃいけないだろうと私は思つております。

さて、今回のこの法律にもござりますとおり、まず、自立の意思があるホームレスの人たちに対してどうするか、そして、ホームレスとなるおそれのある人たちに対してまず予防的にどうするかといったような問題、そうした問題が今回の法律の中に取り上げられておりまして、こうしたこと

法で定められるということになりますれば、基本的な方向性が示されることになるわけでございますから、今までのよう法律なしでいろいろなことをやるというのとは違いまして、法律にのつとつて予算措置等もできるというふうに思いますが、大変大きな前進になるものというふうに思つております。

この法案の趣旨にのつとつて、そして関係省庁

に、名前を名乗ることのできないような人たちがその中に含まれるということでございますから、いわゆる自立をしたいとか、あるいはまた宿泊施設に入るとかというようなことになりますと、どう考えておられるのか、お考えをお聞きしたいと存じます。

○坂口国務大臣 まず、田中先生が今日までこのホームレスの問題に熱心にお取り組みをいたしました。まさに、田中先生が今日までこのホームレスの問題に熱心にお取り組みをいたしましたことを本当にうれしく思っています。皆さんの今までの御努力に敬意を表したいと存じます。

さて、今回のこの法律にもござりますとおり、まず、自立の意思があるホームレスの人たちに対してどうするか、そして、ホームレスとなるおそれのある人たちに対してまず予防的にどうするかといったような問題、あるいはまた、先ほどからお話をございますように、宿泊施設をどうするかといつたような問題、そうした問題が今回の法律の中に取り上げられておりまして、こうしたこと

法で定められるということになりますれば、基本的な方向性が示されることになるわけでございますから、今までのよう法律なしでいろいろなことをやるというのとは違いまして、法律にのつとつて予算措置等もできるというふうに思いますが、大変大きな前進になるものというふうに思つております。

昨日の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化に伴つて、労働関係、社会保障関係の諸制度は極めて複雑かつ専門的なものになつてしまりました。そのため、高度の専門性を有している社会保険労務士に対する期待や要請は大きく高まってまいりました。また、人事管理、労務管理の個別化などに伴つて、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している傾向にもなつてまいりました。こうした状況の中で、今後の社会保険労務士の果たすべき役割についてどのように考えておられるのか、副大臣にお尋ねをいたします。

○狩野副大臣 田中委員の仰せのとおりでござい

ます。特に、個別労働紛争が増加している現況の中でも、紛争調整委員会におけるあつせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行うようになりますから、それでもなおかつ、まだ問題はそこに残つてくる、そうしたことに対して、今後またどうしていくかということも、さらなる検討が必要ではないかというふうに思つて次第でございます。

○田中(和)委員 大臣の大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

○田中(和)委員 私どもと同じ認識を述べていたりがとうございました。ホームレスゼロ社会、これは政治主導で頑張つていかないと不得ないと思います。また、国民全体会の御理解と御協力がなければできません。支援センターをつくるだけでも、地域では波風が立つわけございまして、そういう意味での御理解をどうやっていただけるようにするかという、これら行政の努力、我々政治家も頑張らなきゃいけないと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思つております。

統いて、同様に議員立法準備をされておられました社会保険労務士の制度についてお尋ねをいたしました。

昨日の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化に伴つて、労働関係、社会保障関係の諸制度は極めて複雑かつ専門的なものになつてしまつました。そのため、高度の専門性を有している社会保険労務士に対する期待や要請は大きく高まってまいりました。また、人事管

理、労務管理の個別化などに伴つて、労働関係に

に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している傾向にもなつてまいりました。こうした状況の中で、今後の社会保険労務士の果たすべき役割についてどのように考えておられるのか、副大臣にお尋ねをいたします。

○狩野副大臣 田中委員の仰せのとおりでござい

ます。特に、個別労働紛争が増加している現況の中でも、紛争調整委員会におけるあつせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行うようになりますから、それでもなおかつ、まだ問題はそこに残つてくる、そうしたことに対して、今後またどうしていくかということも、さらなる検討が必要ではないかというふうに思つて次第でございます。

しかし、なおかつ、先ほどから御指摘のよう

うものは大変高いわけでございます。そういう意味でも、社会保険労務士が、質の高い、信頼されるサービスを提供していくことが大変重要であるというふうに考えております。

す。

○鍵田委員 時間がございませんので本日のところはこの程度にさせていただいて、後ほどまた大島議員がもう少し具体的にお聞きをするとと思いましてそちらに譲りまして、私は、ホームレス問題、もう時間が二十分もないぐらいになりましたので、若干お聞きをしたいと思います。

本日の委員会でこのホームレス問題がようやく成立の運びになつたことにつきましては、関係の皆さん、大変御努力をいただきまして、ようやくそこまでこぎつけさせていただきました。そのことについて厚くお礼を申し上げたいというふうに思つております。

私自身、大阪の出身として、大阪の地域でホームレス問題をずっと見てまいりまして、何とか一日も早い解決をということで、行政の方からも特別立法というふうなことをずっと前から言われておつたわけでございますが、なかなか動く気配がなかつたのが今日になつてようやくこういう運びになつたことを、ともに喜び合いたいというふうに思つております。

ホームレスのあるこういう状態はやはり一日も早く解消しなくてはならないわけでございますが、バブル崩壊後、こういう現象が大変ふえてまいりましたし、また、平成八年ぐらいから急激にブルーテンが公園とか河川敷などでふえ出しました。いうふうに私も認識をしておるわけでございます。

そして、そういう中において、昨年開かれました国連の社会人権規約委員会におきまして、総括所見の中で、日本がホームレス問題と取り組むための包括的な計画を定めていないというふうな指摘をされているということを聞いております。また、同委員会の提案や勧告をしましても、ホームレスの人々に対して十分な生活水準を確保するべきであるというふうに指摘をされております。

また、ホームレスの自立支援問題は、社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することができるようになりますという観点から、

憲法第十一條及び第二十五条に関係する明白な人権問題でございます。もうずっとマスコミなどで報道されておりますけれども、若者がゲーム感覚でホームレスに危害を加えるというふうな事件もたくさん報道されており、こういうふうな状況でございます。

これらにつきまして、人権問題には大変熱心に取り組んでいただいている大臣として、現状についてどのようにお考えになつているか、若干御見解をいただければというふうに思います。

○坂口國務大臣 議員が前国会から大変熱心にお取り組みをいただいておりまして、感謝申し上げたいというふうに思います。

御指摘のように、平成八年ぐらいから非常に急激に伸びてきている。この問題は社会経済的な状況もあるんでしょう、それに個人的な要因も複雑に絡み合つていることは否めないというふうに思ひます。

全体をつまびらかに調査がまだできているわけではございませんけれども、東京都が調査をやっておりますが、それを拝見いたしますと、やはり雇用状況が悪くなつて、そして中高年で過去に日雇いをしておみえになつた方が非常に多いということが報告されている。大体そういう方が七割くらいお見えになるということをございますので、やはりそういうところをこれからも、予防的措置と申しますか、ふえていかないようにも気をつけなければならぬのではないか。また、現在ホームレスに既になつておみえになります皆さん方に対しまして対応も、その辺のところも注意しながらお見えになるのではないかというふうに思つておられます。

○鍵田委員 ありがとうございます。

法案の中には、ホームレス対策の施策に留意しつつという言葉を入れながら、公共施設の適切な管理が損なわれようとする場合に、適切な措置をとることとされています。これは地方の行政など強い要請もあって、与野党で現行の法令の範囲内でという条件をつけてこうしておるのですが、万一、これが強制的な排除につながるというふうなことになりましら。この方々はどこへ行つたらいいんでしょうか。これらについて、ひ

とつ厚生労働省としての見解をお聞きしたい。それから、統いてちょっと幾つか一緒に質問をさせていただきたいんですけど、公共用地から立ち退きを実施してもホームレス問題の解決にならぬことにはなきやいけないのであるかというふうに思つておられます。今回、この法律を成立させていただければ、その中にも、計画の策定、調査の実施ということを盛り込んでいただいてございます。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号 平成十四年七月十七日

をしたいというふうに思う次第でございます。

それからもう一つは、生活保護の問題にお触れをいただきましたでしょうか。

生活保護の問題も、これも一般の方の生活保護

と同様に厳しくやりますと、なかなかお受けいた

だく方がないということになります。例えばお

若い皆さん方で、若いと申しますか六十五歳未満

の方で、そして働く能力があるということになると

と、いや、働いてくださいよというようなことに

なるんだろうというふうに思いますが、そこは一

般の方々と同じようにはなかなかいかないんだろ

う。そこができなかつたという理由があるわけ

でございますから、そこは十分に検討の項目に入れ思つております。

さりとて、ホームレスの人は全部生活保護にと

うな尺度でいつても、このホームレスの問題が解

決できないということは、それは御指摘のとおり

だというふうに私も思つております。

〔野田(聖)委員長代理退席 委員長着席〕

○鍵田委員 ありがとうございます。

法案の中には、ホームレス対策の施策に留意しつつという言葉を入れながら、公共施設の適切な

管理が損なわれようとする場合に、適切な措置をとることとされています。これは地方の行政など強い要請もあって、与野党で現行の法令の範

域内でのという条件をつけてこうしておるのです

が、万一、これが強制的な排除につながるとい

ふうなことになりましら。この方々はどこへ

行つたらいいんでしょうか。これらについて、ひ

とつ厚生労働省としての見解をお聞きしたい。

それから、統いてちょっと幾つか一緒に質問を

させていただきたいんですけど、公共用地から立ち

退きを実施してもホームレス問題の解決にならぬ

ことにはなきやいけないのであるかというふうに思つておられます。

○鍵田委員 今まで、既に関係省庁が省庁横断

的に、また地方の行政も一緒になつて、ホームレス問題連絡協議会をつくつていろいろな施策を進めていただいておるところでござりますけれども、先ほども大臣の方からお答えがございましたけれども、法律に基づいて施策を進めるのと法律がないところで進めるのでは随分違つてくるといふふなお答えをいただいておつたところでござ

でありますが、これらの問題を解決するためにはどういう施策があるかということ。

既に私も、従来から関心がありましたから、外

国のホームレス問題についても、自分でも見学に行つたり、さらにはたくさん文献などでも調べておりましたが、米国や英国、さらにはドイツ、フ

ランスというふうなところでもいろいろな施策が実施されており、非常に実績を上げておるという

ふうに聞いております。そういう中で、日本とし

てはどういう政策が有効であるというふうにお考

えなのか、お聞きをしたいと思います。

○眞野政府参考人 適切な措置の後どうかという

ことでございますが、厚生労働省といたしましては、ホームレス自立支援センターまたはシェル

ター、そういうようなところで、いわば一時、ワ

ンクッションそういうところでそういう方々をお

受け入れして、そこで自立のための指導なり自己

管理というような経験をしていただいた後、適切な場所へ移つていただく。そのためには、なかなか

か今後の雇用情勢でございますので難しい面がござりますけれども、専門の職業相談員による職業紹介その他によりまして、できるだけ自立が図れるようになります。

また、実際、高齢または健康上の理由とて自立といいますか就労が難しいというような

方々に關していいますならば、福祉事務所等と連携をいたしまして、施設への入所または生活保護

の適用というようなことで、やはり個々のホーム

レスの方々の状況に對応した処方せんを一人一人書いていくということであらうというふうに思つております。

○鍵田委員 今まで、既に関係省庁が省庁横断

的に、また地方の行政も一緒になつて、ホームレ

ス問題連絡協議会をつくつていろいろな施策を進

めていただいておるところでござりますけれども、先ほども大臣の方からお答えがございました

けれども、法律に基づいて施策を進めるのと法律がないところで進めるのでは随分違つてくるといふふなお答えをいただいておつたところでござ

いますけれども、この法律に基づいて一日も早くこういう問題が解決をする、こういうことが大切なではないか。したがって、时限立法で、本當はもっと短い时限で解決をするということが、この法案はもうなくしていいよという状況を一日早くつくることが大切なではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひともこの法律に基づいて予算の方もひとつたっぷりとついただいて、それらの施策を進めていただくということについて、その御觉悟といいますか、決意をお聞きしたいなというふうに思います。

さらには、生活保護の問題につきまして、大臣の方からも既にお答えをいただきましたけれども、一般の方々の生活保護と違つて、こういう方々につきましてはやはり特別の運用が必要なのではないかというふうに思つておりますが、従来から、各地域によりまして、ホームレスの皆さんへの生活保護の給付の仕方が非常に温度差がある。運用の仕方が、やはり地方自治体に任されておるわけですから、そういう面で非常に違ひがあつて、援護局の方にもつと統一的な給付をしてほしいというふうなことで要望がありました。

それらにつきましては、何か、ちゃんと指示をしておるというふうにお答えをいただいて、ではどういう指示をしているんだということでお聞きしたら、全国から担当者に集まつていただいて口頭で指示をしましたという話があつたり、それで十分徹底していかつたら、その次はもつと徹底してほしいと言つたら、いや、文書でやりましたということなんですが、実はそれが十分実際にはそういうふうになつておらない。実態調査をちゃんとして、統一的にそういうことをやつてもらいたいということで、強い要望をしたりしてまいつておるわけでございますが、今日現在で、そういうものがちゃんと統一的な運用になつておらないということも聞いておりまして、それらにつきまして、適切な生活保護の運用をするということにつきまして、援護局長の方か

らもお答えをいただければというふうに思いました。

○奥野政府参考人 ホームレス対策の予算につきましては、大臣の御支援も得て頑張りたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

また、生活保護の点につきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたが、私ども、從来、口頭であつたり、文書も余り細部までないと

いうようなこともございまして、ことしの三月の主管課長会議の資料として「ホームレスに対する基本的な生活保護の適用について」、いわば基本的な考え方並び実際の適用の方法まで説明をいたしております。

ワーカーも一万人以上いるという大変大きな仕掛けでもござりますので、私どもの指導が実際のワーカーまで到達するというときに若干のタイムラグがあるのかもしれません、私どもとしてはそういうふうな努力を行つておりまして、基本的な考え方方が末端のワーカーまで徹底できるようになります。

○鍵田委員 ぜひともよろしくお願ひ申し上げた

いと存じます。

あと時間が二分ぐらいでございますので、二問お願いをしたいと思います。

一つは、諸外国におきましても、ボランティアの方々、NPOの方々が非常にこのホームレス問題にかかわつて熱心に運動をされておる実態を見

させたいだいておるわけでございますが、日本では、特に地方の行政で、ボランティアとかNPOの皆さんとは、どちらかと対立的になつておるというような状況が多く見られます。いろいろ要請がありますから、強く行政に対して要請をする。それがどうも煩わしいということで、どうもそういう人たちを排除しようというふうな動きもあるように見受けられるわけでございます。

しかし、やはりこのホームレス問題というの

は、本当に熱心なボランティアの方々やNPOの皆さんの活用があつてこそ初めて成果が上がるんだというふうに思います。そういう意味で、この

皆さんとの連携というものをせひともしつかり取

り組んでいただきたい。それらについての何かコ

メントがあれば、お願ひをしたいと思います。

それからもう一問は、実は弁護士さんといろ

いろお話をしておりますと、ホームレスの皆さんと

いうのは最近はいろいろな人が出てきて、多重債務者もたくさんおられる。そのため、居住の場

所を明確にしますとすぐ取り立てに来るというよ

うなことで、居住の場所を明らかにできない。そ

のために、生活保護も受けられないし、就職もで

きないというような問題がある。したがつて、そ

ういう人たちの処理をするためには自己破産など

の司法的な解決をしなくてはならないというよ

うなことになるんですが、その裁判をする費用、訴

訟の費用が、その人には負担能力がない。といつ

て、弁護士会などでもいろいろな支援の方法を考

えているようですが、十分な資金がない。

したがつて、これから取り組まれる施策の中に

そのこともぜひとも考えていただきたいという要

望を受けましたので、その点についての二点、お

答えただいて、終わりたいと思います。

いうふうに思つておりますので、これにつきまし

てはぜひ検討したいというふうに思つております。

○鍵田委員 では最後に、この問題にかかわつて

いただきました多くの皆さんに感謝を申し上げた。

そこで今回、小沢委員の国会での質問というの

不正受給の問題について知ったのはいつでしょ

うか。

○酒井政府参考人 生涯能力開発給付金についての不正受給があつたと三月十日に報道がありまし

て、それにより知つた次第でございます。

○大島(敦)委員 次に、当委員会で小沢委員が今

回のこの不正受給の問題について質問されている

と思いますけれども、いつ質問されたでしょ

うか。

○酒井政府参考人 大変恐縮でございます。能力開発関係の給付金について、小沢先生から御質問を受けたはいなかつたんではないかと思います

が。(発言する者あり)

○大島(敦)委員 今回のこの事件については厚生労働省としても非常に根深い問題だと考えておりました、先ほどの鍵田委員の方から指摘ありましたとおり、雇用三事業、この五千億円の予算の使

われ方について、千分の三・五、各小さな会社も大きな会社もお支払いしているわけなんです。こ

の五千億円の使い方について、今回のこの助成金の不正受給についてしっかりと態度を示さなければ、この五千億円は非常にルーズな使い方をしていくと思いますし、経営者あるいは会社側から見れば、もうこの千分の三・五は納めるのはよ

そなうという気持ちになつて当然だと思います。

そして今回、小沢委員の国会での質問というの

は四月の十七日に当委員会でさされております。当

受託者となることにより、例えば一人の社会保険労務士が脱退等により欠けた場合でも、引き続き当該受託事務が処理されるため、依頼者が安心できるなどから、社会保険労務士制度を取り巻く環境の変化に対応した大変望ましいものであると考えております。

○ 横高委員 同じく、もしも社会保険労務士法人が設立された場合でありますけれども、今副大臣の答弁にもありましたけれども、対外的な社員の責任、要するに業務をきちんと引き継いでいくのだということに関しましては、いわゆる連帯無限責任とすることが望ましいと思いますけれども、御

○狩野副大臣　社会保険労務士法人の場合には、その業務の性格上、法人資産が乏しいと考えられます。業務上依頼者に与えた損害をてん補するための賠償責任保険が現時点では十分に普及していないことなどから、法人の社員がみずから出資した限度で責任を負い、それ以外の責任を負わないとする有限責任制度を採用することは、顧客保護の観点から見て適切ではないと考えられます。

したがいまして、御指摘のように、連帯無限責

○樋高委員 また、個別労働紛争解決促進法の、いわゆる紛争調整委員会における個別労使紛争のあつせんについて、紛争当事者の代理を行うとうることを社労士の業務とするにつきましては、どのように考えておられますでしょうか。

○狩野副大臣 最近の個別労働紛争が増加している状況にかんがみますと、そのような紛争処理の法律事務に関して、社会保険労務士の有する専門性の活用を図ることが、紛争の解決の促進のためには効果的ではないかと考えられます。

このため、紛争調整委員会におけるあつせん手続において、社会保険労務士が紛争当事者の代理を行えるようにすることなどにより、紛争の解決等に大きな役割を果たしていくだければと期待をいたしているところであります。

○樋高委員　また一方で、遂行の一層の適正化を図るという観点からまして、仮にあっせんの代理業務を行なう場合に、相手方の代理人となること、また非社会保険労務士との連携等を行うういうことを禁止することについて、どのような認識でしょうか。

○狩野大臣 仮に、社会保険労務士が個別労働紛争に係るあっせん代理を行うようになると、た場合には、双方の代理人となつて、依頼者や相手方の信頼を裏切ること、それから非社会保険労務士から事件のあっせんを受け、または社会保険労務士の名義を利用させることによつて、法律で

禁止されている無資格者による業務を助長することなどはあつてはならないことであり、禁止することが適切であると考えられます。

○樋高委員 また仮定の話ですけれども、この法律案の中には、国民一般からのいわゆる懲戒申し出制度を設けるということにつきまして、どのようにお考えになりますでしょうか。

○狩野副大臣 国民一般からの懲戒申し出制度を設けることは、国民に社会保険労務士の職務を直接監視する機会を与えることとなり、より一層信

○樋高委員 きょう、議員提案、いわゆる閣法ではなくて衆法という形で法案成立をされる予定ということのようでありますけれども、この法案が成立しました後、所管いたしますのはほかでもない厚生労働省、そして運用いたしますのも厚労省、でありますから、的確にしつかりと行つていただきたいことを強く要望いたします。

また、それと同時に、士業、いわゆる社労士さんの中にも、例えは弁護士さんなどとか公認会計士さんなどとか、さまざまなかつての資格に基づくために頑張っていらっしゃるわけでありますけれども、今のさまざまな規制緩和の流れの中で、さまざまなかつては衝突をしたりすることによって、それぞれのやるべきことがなかなかなか

障害をされているというか、どうしてもブレークがかかるてしまっているという現状をよく検証していただきまして、やはり、今まさしく構造改革というからには、そういった垣根をただ単に取り除けばいいというものでももちろんないのもよくわかつております。

けれども、やはりそういう資格も何のためにあるかというと、やはり国民、国家のため、そして、自分たちの将来のためにあるという視点をどうかお忘れなきよう、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望させていただきまして、私の質問を終わりたいと思いま

す。
どうもありがとうございました。
○森委員長 次に、佐藤公治君。
○佐藤(公) 委員 続きまして、私は、ホームレス
に関して聞かせていただきたいかと思います。
今のは、ホームレスの現状を見させていただくと、
本当に何とかしなきゃいけない、そういう意味
で、このたびホームレスの自立支援等に関する特
別措置法案がこの後通るであろう、そういうこと
は一步大変な前進になると、ふうに私は思いま

しかし、この法案、私は当初仮にということを考えていたんですけども、大臣も先ほど午前中の田中委員等の質問におきまして、あくまでもこの法律が前提というような御答弁をされておりましたので、もしもそういう形でお答えを願えればありがたいというふうに私は思います。

ホームレスの自立に関する支援ということ、こういう場合、この法案の中に率直に言いまして書かれていることですが、私は改めて見まして思うことは、そもそも自立の意思があるホームレスとは、一体全体厚生労働省さんの中、どういう基準、どういう価値観、どういった者を指しているのか、明確に現段階で答えられるものに関してお願いをいたしたいかと思ひます。

○眞野政府参考人 まだ法案という格好になつておりませんので、一般論ということでお答えさせ

ていただきますが、自立の意思があるホームレス、一般論いたしましては、就労等によりましてホームレスの状態を脱却する意欲のある方を指すものというふうに考えるのが普通ではないかと思ひます。

意欲のある者、では十人集めたとします、ホームレスの方々、どういう基準でその脱却する意思があるかどうかというものを、そこをどうやってはかっていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 もちろんそれぞれいろいろな、自立支援センターでありますとか、シェル

ターでありますとか、そういうところでホームページの方々のいろいろなお話を聞くわけでありますので、そういうところで、それからまた過去に就労行動をとったかどうか、そういうようなところを総合的に判断するということにならうかと思いまます。

ラムとか、そういうものが現段階あるのか、もしくは今考えているのか、これからそういうものをつくっていくのか、そういうのはどうでしょうか。
○真野政府参考人 私ども、これまでもそうでございますが、ホームレスに対する対策といたしまして、自立の意思の有無をマルクマールとして、こういうことはするとかしないということではございませんで、今の状態に着目をして、そして必要であれば支援をするということでございますので、自立の意思がある方については特に就労部分に力を入れるということです。ざいますが、自立の意思の有無によって支援をする、しないを分けるわけではございません。
○佐藤公一 委員 ちょっとまだわかりにくいところがあるんですけれども、次、この法律の中にも書いてございます「ホー

ムレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」というのは、これは具体的にどういうような地域のこと、もしくはその地域というのをどういうことで判断して決めていくのか、また考えていくのか。法案が出ておりませんけれども、仮という形でも結構でございます。どういうことでこれを考えていくのか、お答え願えればありがたいと思います。

○眞野政府参考人 これも仮にとことでお答えさせていただきたいと思いますが、ホームレスに至る原因是、先ほど来大臣からもお答え申し上げていますように、いろいろな理由が複合的に重なっているところでございまして、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」というものを特定するということもなかなか難しい面もございますけれども、一般的には、現に失業状態や不安定な就労関係にありまして、かつまた、定まった住居を喪失し、あるいは一時寄宿といった不安定な居住条件にある者などが想定されます。

これらの者が多数存在する地域としては、例えば、定まった住居を有しない日雇い労働者が多数宿泊している簡易宿泊所の密集地域などが想定されるのではないかというふうに思います。

○佐藤(公)委員 では、今のお答えの中で、多数というのはどれぐらいが多数というふうに言われるんでしようか。

○眞野政府参考人 何百人というはつきりした基準がございませんが、やはりそこは常識の範囲で中でも大変与野党でも違つ部分がありますので、出してもらえればありがたいと思いますが、いかがですか。

○眞野政府参考人 数ということよりは、私どもが議論をされているという中での仄聞いたしておりますところでは、例えば、大阪におきます金ヶ崎地

域でありますとか、東京におきます山谷地域、そういうものを念頭に御議論をされているというふうに承知をいたしております。

○佐藤(公)委員 よくわからないところがまだござりますけれども。

でしたら、では話をまたもとに戻しますけれども、このたびは自立の意思があるホームレスに対する支援ということなんですねけれども、では、自立の意思がない方々に対する支援というか国の対応というのは、どういう形で既存のもので考えていくのか、また今後考えていくべきなのか、もしくはないのか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 先ほども申し上げましたように、私ども、ホームレスへの支援という場合に、自立の意思の有無というところで支援のする、しないを分けているわけではございませんので、いわゆる自立の意思のないホームレスというのは、先ほどの反対いたしますとホームレスの状況を脱却する意欲のない方を指すものというふうに考えられますけれども、こうした方々に対しましても相談援助を通じましてできるだけ、一時的にその意欲をなくしているのであれば、その自立の意欲を促す、また、なかなかそういう状況にならないとしても、緊急援助その他の対象としてできる限りのことを支援するということになろうかと思います。

○佐藤(公)委員 そういう中で、このたびの法案ということがまさにホームレスの自立の支援等に関するということで出てきておりますけれども、やはりこの方向で聞かせていただきておりますけれども、では、今、失業されても一生懸命職を探してやられている、これもちょっと言い方があれかもしれませんけれども、まじめにやられている方も、ホームレスにならないように自分で頑張つて頑張つて一生懸命やつていることに関してもうあきらめちゃつて、ホームレスの方に移っちゃつた方が自分は楽だな、そっちの方がいいんじやないかという一つのモラルハザードというか、一つの意識の雪崩現象みたいなものが起こる可能性と

いうのがあり得るようにも思える部分があります。

人間、やはり楽な方、楽な方、もしくは、一生懸命自分が頑張つているのに、隣の隣の向こうでは、のうのうとしているという言い方は失礼かもしませんけれども、なつていて。そうすると、何となくそつちの楽な方に行つちゃつた方がいいんじゃないのか、こういうような一つの意識というかモラルというか、そういうものがだんだん崩れしていくよな気がいたしますけれども、そこ辺

でいくよな気がいたしますけれども、そこ辺

をどう考えて、どういう線引きなり考え方を持つかどうか、いかがでしょうか。

○眞野政府参考人 ホームレスの方々は、住所を失いまして野宿生活を送つておられるわけでございますので、非常に健康状態が悪化されている方も多いという状況からいたしますと、その境遇というものは大変厳しい状況であろうと思います。そういう意味では、なかなか、努力を放棄して、こいついう支援があるからといって、そちらの方がいいということには普通はならないのではないかと

いうふうに思います。

○佐藤(公)委員 幾つかまだあるんですけども、私が言いたかったことは、私はこの法案に関してもささまざまだというふうに思います。したがいまして、一日も早く自立をしたいというふうにお話をして、今度のこの法律をつくつていただいて、そして考えになつておられる皆さん方に対しましては、これは今までよりもっと手を差し伸べて、皆さんに職についていただき、雇用のお世話をできるようになっていかなければならぬというふうに思いました。しかし、これも御議論のありますように、名前を明かすことができないとか、やはり住所を明確にすることができるないというような御事情の皆さん方には、それ相応の事情があるわけでございまますから、そこをどこまで御相談に乗ることができ得るのか、これはなかなか難しい問題だというふうに思います。

しかし、この法律ができまして、自立をする、それからできるだけホームレスにならないよう預防をする、あるいはまた住まい等を提供する予防をする、といったことで、すべてがそれで解決をするわけではない。それ以外のところの問題も確かにあるわけでございまして、この法律を第一歩としてひとつ、おつくりを皆さん方御努力をいただいて、そしてさらに、その後に残ります問題にど

慮というものが必要だと思います。

もう時間も余りないんですけども、大臣、ホームレスに関して私が今まで聞いたことを含めて、正直言つてちょっとまだまだはつきりしていない部分が多いと思います。本来はもう少しはつきりさせていくべきだというふうに思いますが、ただ、これは非常に、本当につきりさせるのが難しいのをわかっていて私も聞かせていただいております。やはり税金ということを使っていくに際して、先ほどの佐世保重工のあんなばかりたとの税金の使い方をするのであれば、これは言語道断だと思います。そういう意味で、全体の総括として、大臣の決意とまた御意見も含めてお話をいただけたらありがたいと思います。

○坂口国務大臣 今お話をいただきましたように、ホームレスになられた皆さん方の事情というのもさまざまだというふうに思います。したがいまして、一日も早く自立をしたいというふうにお話をして、今度のこの法律をつくつていただいて、そして考えになつておられる皆さん方に対しましては、これは今までよりもっと手を差し伸べて、皆さんに職についていただき、雇用のお世話をできるようになっていかなければならぬというふうに思いました。しかし、これも御議論のありますように、名前を明かすことができないとか、やはり住所を明確にすることができるないというような御事情の皆さん方には、それ相応の事情があるわけでございまますから、そこをどこまで御相談に乗ることができ得るのか、これはなかなか難しい問題だというふうに思います。

しかし、この法律ができまして、自立をする、それからできるだけホームレスにならないよう預防をする、あるいはまた住まい等を提供する予防をする、といったことで、すべてがそれで解決をするわけではない。それ以外のところの問題も確かにあるわけでございまして、この法律を第一歩としてひとつ、おつくりを皆さん方御努力をいただいて、そしてさらに、その後に残ります問題にど

うしていったらいいのかということ、これはまた話を詰めていかないといけないのであるうどいふに思つております。

かなりその人の個人のプライバシーに入つては、大変難しい方が残られるというふうに思いますけれども、それだけに、やはりまた御相談に乗る道というのを考えていかないといけないのではないかというふうに思つておる次第でござります。

○佐藤(公)委員 もう時間がありませんが、まだちょっと聞きたいことがございましたが、大臣に訴えさせていただければありがたいのは、これだけ解決することじゃなくて、やはり雇用対策とか経済対策、景気対策とかワーク・シェアリングとかいろいろなことが絡み合ひながらこういう問題が発生をしていると思いますので、その抜本的なことをきちんとできるような政府であり内閣であつたけれども、しかしそれは裏口入学といったようなものではなくて、その番号を知らせた、あるいは知らせてほしいといったようなことであつたというお話をございましたから、私はそのことを信頼したいといふうに思つておる次第でございますが、いずれにいたしましても、李下に冠を正さずという言葉がありますように、やはり議員としてお互に気をつけなければならぬことだとうふに思つておる次第でござります。

○小沢(和)委員 この問題については、宮路議員は、受験番号を電話して大学側に教えたと言つております。ところが、大学側は、電話があつた事実はないなどと全く食い違つた説明をしておる。こうした重大な食い違いをそのままにして幕引きをするることは許されません。

我が党は、この問題の徹底した解明のため、引き続き参議院厚生労働委員会でこの問題の集中審議と、宮路議員、帝京大前理事長の冲永莊一氏を招致しての参考人質疑を行うことを要求しております。ぜひ各党の御協力をお願いいたしたいと思います。

次に、原爆被爆者の原爆症認定問題についてお尋ねをいたします。

去る七月九日、被爆者七十六名が認定を求めて辞任したことは、宮路議員は、こんなことは往々にしてある、陳情はいっぱい来るなどと、反省の色が全くありません。しかし、今回の問題は、日本における医師養成の入り口で、厚生労働副大臣という要職にある政治家が介在して入学試験の公正をゆがめたという深刻な問題であります。これは国民の医療そのものの信頼を傷つけれる重大な問題だと思いますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 宮路副大臣の問題につきましては、宮路副大臣が国会で答弁をされましたとおりでございまして、御本人の支援者のお一人からそういう依頼があつて、そのことについて、その番号をお伝えした、こういう話でございまして、御本人からは、そういうことはあつたけれども、しかしそれは裏口入学といったようなものではなくて、その番号を知らせた、あるいは知らせてほしいといったようなことであつたというお話をございましたから、私はそのことを信頼したいといふうに思つておる次第でございますが、いずれにいたしましても、李下に冠を正さずという言葉がありますように、やはり議員としてお互に気をつけなければならないことだとうふに思つておる次第でございます。

○下田政府参考人 平成十二年七月の最高裁及び同年十一月の大坂高裁での原爆症認定申請却下処理を取り消し訴訟の判決におきまして、原爆症の認定の要件たる放射線起因性につきまして、高度の蓋然性が必要とされたところでござります。

これを受けまして、その推定をより科学的で透明性の高いものにすべく、原子爆弾被爆者医療分科会におきまして、原爆症の認定における考え方、判断の目安などを整理しました「原爆症認定に関する審査の方針」、これを昨年五月に定め、公表いたしたところでござります。

この審査の方針は、放射線起因性の科学的な推定方法といたしまして、原因確率という概念を新たに導入したものでござります。これは、申請者が

かかる、申請された疾患が原爆放射線にどれだけ起因しているかを推定し、算出するものでござります。

以前の審査では、被曝線量を推定いたしまして、専門家による経験則によりまして、先ほど御紹介を申し上げました原爆症認定に関する審査の方針におきましては、原因確率は白血病、主ながん、副甲状腺機能亢進症といったものについて原因確率を定めておりまして、その二例の裁判事例は当該疾病には含まれていないところでござります。

これはなぜかと申しますと、極めて症例が少ないと、裁判事例でございまして、放射線影響研究所の疫学データから原因確率を推定しておりますけれども、そうしたことが科学的に出せなかつたということによるものでござります。

全国各地で一斉に申請を行いました。早速調べてみると、原爆症の認定は、平成十一年度三百六十件の申請に対し百八十七件、五二%、十二年度二百二十二件に対し百二十件、五四%だつたものが、あの最高裁の松谷英子さんに対する判決の翌十三年度には、逆に六百五十七件中百七十三件、二六%に急落し、今十四年度も、現在までのところ、内定を含め二百六十六件中七十四件、二八%にすぎません。認定は、最高裁判決以後かえつて悪くなつております。

被爆者が怒つて集団申請を行い、裁判も辞せずお考へですか。大臣はどういうのは当然ではないでしようか。大臣はどういうことは、その間でござつたときも、最高裁の判決は、政府に対し、従来の機械的な認定のやり方をもつと被爆者の実情に合うよう改善し、認定する範囲を拡大することを求めたものであります。

これに対し、政府が昨年五月に決定した新しい審査の方針は、従来のDS 86、つまり爆心地からの距離による被曝線量に加え、その病気の発症が原爆放射線の影響を受けている蓋然性があると考えられる確率、いわゆる原因確率によつて高度の蓋然性が認められた場合にのみ認定することとしたしました。

これでは、実際上、何ら基準の緩和にも、認定範囲の拡大にもならなかつたのではありませんか。だから、新しい方針によつて審査を再開した結果に、逆に認定率が下がつてしまつという結果になつたのではありませんか。

○下田政府参考人 ただいま委員御指摘の最高裁判決の判決でござりますけれども、これには、大阪高裁の判決でござりますけれども、これはいずれも、最高裁の場合は、屋根がわらが飛んできて頭に当たつて……（小沢(和)委員「中身は知つていて、そんなことは」と呼ぶ）はい、失礼いたしました。

このようにして、原因確率という概念を新しくして、専門家による経験則によりまして、先ほど御紹介を申し上げました原爆症認定に関する審査の方針におきましては、原因確率は白血病、主ながん、副甲状腺機能亢進症といったものについて原因確率を定めておりまして、その二例の裁判事例は当該疾病には含まれていないところでござります。

これでは労働の意思や能力がないと判断され、支援を打ち切られることになるのではないか。雇用保険財政の悪化を防止すること自体が目的となつて、いたずらに窓口での締めつけを強め、従来に比べ、自主的で多様な求職活動を抑制するようなことになつてはならないと思ひます。かがでしようか。

これで質問を終わります。

○澤田政府参考人 委員御指摘の失業手当、正確には求職者給付と申しておりますが、これは失業の状態、すなわち労働の意思と能力を持つて仕事を探している方に対する給付ということございまして、受給者が失業状態にあるか否かを的確に認定した上で給付すべきことは制度上当然のことというふうに考えております。

現在、審議会で失業認定等についても議論をなされておりますが、その議論の観点としては、今大臣が申し上げましたように、給付のあり方を議論する上で、制度がその趣旨に沿つて適正に運営されていることが前提となるべきという考えに基づいて議論されているものでございます。

具体的な失業認定の運営等につきましては、審議会における議論も踏まえて適切に対応していくたい、こう思つております。

○福島委員長代理 次に、瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

先日、六号台風の災害で、仙台市の広瀬川の中州に取り残された六十五歳の男性と七十歳の女性がヘリコプターで間一髪救出された映像をテレビでごらんになつた方も多いかと思います。この二人は野宿者だったそうです。いつも命と向かい合はれています。また、憲法十一條、二十五条を具現化したものが、生活保護法を初めとしたセーフ

ティーネットだと思います。まずそのことを確認したいと思うんです。そして私は、人間の尊厳の確保と生存権の保障という立場から、野宿を余儀なくされている人たちが人間らしい生活を回復できるように、国が、制度、環境を整えるべきだと思います。

さまざまなものによつて生きる希望を失つた政治や社会に不信を持つようになつたりする人もいますけれども、そうした人もそれぞれ理由があります。この法律によつて、こうしたホームレスと言っている人たちの対策が、自立の意思がないときには生活保護法の適用からさえも排除されることがあります。この点では、何とかちゃんとした

も、その点、いかがでしようか。

〔福島委員長代理退席、委員長着席〕

○坂口國務大臣 ホームレスになられた皆さん方の中にもいろいろな理由があるということは、先ほどから御議論のあるところでございます。

その中で、やはり自立をする意思のある方につきましては、それじゃこういうお仕事はどうでしょうかかという御相談に乗れるわけですが、働く意思はないという方につきまして一体どうするのか。お体が悪くて、それで働けないという方は、これはやむを得ないでしよう、それは疾病に対します治療を受けていただきなければならぬといふふうに思います。しかし、そうではない、体は丈夫だけれども働く意思がない、あるいは名前を明らかにすることができないと言われるような方に対するどうするか。

しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えば名古屋市では、今まで、住所不定者や稼働力のある人は生活保護が受けられない、市営住宅も申し込みの資格がないということで、野宿者を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

そこで名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

し、そうでない皆さん方に対しても一体どうしていいか。これは今後の課題として考えていかなければなりません。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

ね。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

ね。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

ね。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

ね。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

ね。

実際にには、睡眠不足の中で、本当に食べるものを確保するのが精いっぱい、もう時間も何時間も歩いて空き缶拾いをしている、その後のところの

確保だけでも仕事をいつぱいやつていらっしゃる方がいる。こういう人に、これでもかこれでもか

といつて生活保護の適用をしない、こういうひどいやり方をやつてきたんです。

それで、ようやく施設に入る、病院に入院する、こういうときだけ生活保護の適用をやるけれども、実際には、再び退院とか退所になります

と、收入がないのに生活保護が廃止されて、再び宿している人たちが毎日どういう生活をしているかというと、夜寝ないで大半の方が空き缶拾いだ

とかそういう仕事そのものをやつていらっしゃるんですね。そういう点では、何とかちゃんとした

仕事につきたいという思いの方もいらっしゃる。しかし、なかなか実際に職安に通つても仕事がな

い、こういう状況があるんですね。

そういうことを踏まえて、自立という意味をきつと私はとらえていただく必要があると思いま

すし、その野宿している人たち、ホームレスの人たちがどういう状況に置かれているかという形

で、では生活保護法の適用についても私は考へな

きやならないというふうに思うんです。

例えは名古屋市では、今まで、住所不定者や稼

働力のある人は生活保護が受けられない、市営住

宅も申し込みの資格がないということで、野宿者

を放置してまいりました。国会でもこれが問題になつて、是正の厚生省の指示が出されました。

なつて、名古屋市は何をやつたのかといいますと、十五項目ぐらいいの条件をつけました。例え

ば、相談する前の三ヵ月間は、職安の窓口の閉鎖

した期間を除いて五〇%、半分以上の日数はちや

んと通つたかどうか、そういう証明を出しながら、毎日行つたって仕事がないのに行けというわけですね。そして、毎日のように新聞の求人欄に

目を通したか。ホームレスの人たちに毎日、新聞

を読み、ちゃんとやつたか、こういうことまで要

求して、十五項目あつて、これはほとんどクリア

できないような条件を出してきているわけです

最後ですけれども、要介護者の集中する地域では、結核の罹患率が大変高くて、そして結核の治療中断はさらに強い耐性菌を生み出します。結核の感染の早期発見、早期治療、安心して治療継続ができるような利用しやすい地域に無料の診療所の開設

設。名古屋なんかでもあるんですけど、実際には遠い病院に行かなければならぬ、こういう本当に必要なところに診療所がないんですね。
それから、東京では、

それから、東京者が実施しているように、DCS事業というのがありますけれども、それが生活保障と一体となつたものでないと、治療だけやりますよなどいうけれども、実際には生活保障がな

ければ途中で中斷してしまうわけですね。東京都はそういう生活の保障、生活保護と一体となつてDOTS事業をやっていますから、そういう点で

も、結核の対策については実態に見合った医療の充実について検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 法律ができましたら、それに従いましてさまざまな活動が行われるようになると、いうふうに思いますが、確かに結核の方が多いと

いうことも事実のようでございます。
したがいまして、ホームレスの皆さん方の健康

を守るということも大事な問題でございますから、それはそのとおり、やはり健康診断等もちやんと行えるようにしてやつていかなければならぬ

いというふうに思いますし、いわゆるDOTS事業、直接薬剤服用確認療法といふんですか、ちゃんとお薬を飲んでくれるかどうか、飲んでくれたかどうかとということをやはり確認をしていかない

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十五号

厚生労働委員会議録第二十五号

平成十四年七月十七日

すが、そうしたことも、これはお入りをいたぐく場所をつくりますとかそうしたこと並行していかないと、なかなか確認というのも難しいと思うんですね、実際の問題として。

ですから、総体的に、お仕事の問題でありますとか住まいの問題でありますとか、そういうこととあわせてやはり前進をさせないと、一力所だけ特別にここを前進させようといってもなかなか進まない、現実問題としては進まないのではないかと私は思っております。全体的にさまざまな施策を進めていくことが大事かと思います。

○瀬古委員 時間が参りました。

結核だけではなくて、実際に現場に入つてみると、精神病それからアルコール中毒、知的障害など、さまざま病気や障害を持つている野宿者も多いわけでございます。一律に管理的な施設で共同生活をやれといつても、そういう事情で困難な場合もござります。やはり、こういう疾病や障害のある人々に対するきめ細やかな施策もぜひ検討していくいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○森委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

きょうは一番最初に、先日も質問いたしましたが、薬害やコブ病の硬膜移植の情報を被害者、家族、遺族に国として責任を持って伝えるべきということです、再度御答弁をお願いしたいと思います。

昨日も、この薬害やコブ病の原告、弁護団、支援者、そして議員の会で懇親会を開きました。自分たちは今回の和解でしつかりした救済を得られたけれども、まだ新たに発症されている方たち、そして、厚生労働省がその情報を持つんでも本人に直接知らされないということで、その救済の対象にならない方たちに对しての心配の声、そして、やはり国はしっかりと直接伝えるべきだといふ声を受けてまいりました。

といけないということだろうというふうに思いますが、そうしたことでも、これはお入りをいたぐく場所をつくりますとかそいうしたこと並行していかないと、なかなか確認というのも難しいと思うんですね、実際の問題として。

ですから、総体的に、お仕事の問題でありますとか住まいの問題でありますとか、そういうこととあわせてやはり前進をさせないと、一力所だけ特別にここを前進させようといってもなかなか進まない、現実問題としては進まないのではないかと私は思っております。全体的にさまざまな施策を進めていくことが大事かと思います。

○瀬古委員 時間が参りました。

結核だけではなくて、実際に現場に入つてみると、精神病それからアルコール中毒、知的障害など、さまざまな病気や障害を持つている野宿者も多いわけでございます。一律に管理的な施設で共同生活をやれといっても、そういう事情で困難な場合もございます。やはり、こういう疾病や障害のある人々に対するきめ細やかな施策もぜひ検討していくいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

きょうは一番最初に、先日も質問いたしましたが、薬害やコブ病の硬膜移植の情報を受け、家子です。

族、遺族に国として責任を持つて伝えるべきということで、再度御答弁をお願いしたいと思います。

昨日も、この薬害ヤコブ病の原告、弁護団、支援者、そして議員の会で懇親会を開きました。自

分たちは今回の和解でしつかりした救済を得られ
たけれども、まだ新たに発症されている方たち、
そして、厚生労働省がその情報をつかんでも本人

に直接知らされないと、その教済の対象にならない方たちに対する心配の声、そして、やはり国はしっかりと直接伝えるべきだとう声を受けてまいりました。

七月十三日の朝日新聞のこの一面でも、硬膜移植の有無知らせなどと/orで記事が載つております。またが、国は、和解のときの約束で、被害者への情報提供と救済措置というのを約束しておきながら、これは個人情報の目的外使用に当たるのと、情報提供は病院と患者との信頼関係で行うべきという態度を崩しておりません。

そこで、坂口大臣にお伺いいたしましたけれども、私は、これはやはり、被害者を救済するという姿勢を国は明確にお持ちなのがどうか、その問題だと思います。伝えないことには、患者、家族、遺族は知り得ることができないわけですから、救済を国の方に申し入れようとしてもそれができないわけです。

七月五日のその委員会か何かで議論され、今、医療機関の方に、既に発症されていますその患者の方々に医療機関として報告してくださいよという旨の御連絡をなさって、それをしたかどうかを受け取ると。なぜこのように、硬膜移植歴があつて、既に発症して、被害の対象となるべき人たちに、国が直接なさらないのか。伝えないと救済ができないわけです。罪もない被害者を生んだ国のお責任、これに対し、明確にその和解のときの約束に反していると思いますが、いかがでしよう。

えてくださいといつたことをあわせて言わないといけないことだと思いますし、それぞの患者さんによりまして、その立場あるいはその言い方などいうのもまた違つてくるだらうというふうに思いますが、一律に國の方が通知を申し上げていいものではない。そこはやはり、その主治医の先生から言つていただきことが一番大事だというふうに私は思つております。

したがつて、私は多分、多くの場合に、ほどの場合には告知をしていただいているというふうに思つておりますが、万が一していただいていないということがあれば、それはぜひしていただきたいということをこちらから文書でお願いをして、お返事のないようなどころに対しましては再度ひとつお返事をくださいといつたようなことを申し上げているわけでありまして、そこはやはり現場の関係でお伝えをいただき、そして今後の治療方針等もあわせてお答えをいただくのが一番適当だと私は思つております。

○中川(智)委員 大臣、でも、もう既に亡くなつた方もいらっしゃるわけなんですね。そして、救済する責任があるのは、医療機関ではなく、国です。明確に國なわけなんですね。ですから、国が責任を持つて被害者全員を救済するという約束をしたんですから、医療機関にそれを求めるのではなく、国としてやるのが当たり前だと思います。

○坂口国務大臣 亡くなりました人に対しましても、研究班の方から、ぜひ主治医の先生にそのことはお伝えをくださいということを言つてあるでございます。

やはり主治医との関係でそこは決着をつけていいただかないと、こちらでは、脳硬膜をその方がお使いになつてお亡くなりになつたのかどうかといふことの判断はつきにくいわけでござりますし、たしますから、そこは主治医が一番よくわかつてゐるわけでございますので、そこは主治医にぜひお願いをしたい。その後、そのことに対する責任は國がとるということを申し上げてあるわけであ

りますから、お伝えをいただくところはその主治医のところでお願いをしたいということを申し上げているわけあります。

何も、責任をとらないとかなんとかということでは決してないわけでありまして、そこは私たちも責任ある態度をとつていかなければならぬ、そう思つております。

○中川(智)委員 これは、国が責任で、汚染された乾燥硬膜を移植され亡くなったり発症した方々なんです。それは明確に和解のときに認め、そしてそれに対する被害救済は国が責任を持つてやるという約束をしながら、医療機関にあらゆる意味では任せて、医療機関がその患者の方々に知らせるというのは、私は全く理解できません。

国と医療機関が連携して、国が責任を持つて本人に、また患者、遺族に知らせるという形ならわかりますけれども、医療機関の方を仲立ちにしてやるとその医療機関によって対応がまちまちですし、そして、おかしなと思った人たちが医療機関に聞いても明確な答弁が得られないし、対応が得られない。非常に冷たく、そういうことはこちらではわかりかねますというような返答もありして、サポートネットワークシステムが六月に立ち上がり、そこに相談を寄せていたり、インターネット上で弁護団の方々に直接聞いたり。なぜこのようなことが起きるんでしょうか。

なぜ国は、直接その被害者に対して伝えて、そして今回の和解の内容を言い、国が窓口となつてやるべきことを、医療機関に丸投げする。その理由は目的外使用だということの一点張りで。私は反すると思います。

○坂口国務大臣 それは違うと思いますね。我々は責任は明確にすると言つておられるのですから。ただ、主治医がわからないものを我々がわかるはずないんですから、一番わかっているのは主治医ですから、主治医がそこはかくかしかじかでございましたということを言つていただきたいと我々もそのことはわからないわけあります。

で、そこは主治医にお願いをする。そして、御連絡さえたときましたら、その後は国が責任においてちゃんとしますということを言つておられるわけですから、そこはやはり、主治医にお任せすべきではありません。

○中川(智)委員 割と大臣とは今まで意思の疎通が、私の一方的な思いかもわかりませんが、この問題に関しては平行線のようですので。世論もやることはないでしょうか。私はそう思います。

○中川(智)委員 割と大臣とは今まで意思の疎通が、私の一方的な思いかもわかりませんが、この問題に関しては平行線のようですので。世論もやはりおかしいと思つていて、私もおかしいと思つて……(発言する者あり)負けませんが、ホームレスの問題をやらなければいけませんので、じゃ、引き続いて、大臣が私に近寄ってきてくださいと念じながら今後も議論をしていきたいと思います。

緊急を要することありますし、先日も、佐藤先生も、百人を超える患者の発生があるというふうにもおっしゃられました。どんどんふえていく中で、情報を医療機関に任せるというのは責任回避だということを申し上げまして、次に移りたいと思います。

今回のこのホームレスの自立支援法、党内でもたくさん議論がありました。

私も、この問題が、やはり人権がきつちり守られて、ホームレス状態に陥った方々が、この法律ができてよかったですと、そして、冬などの凍死の問題、就労支援、また、きつちり人権に配慮した施設の入所、そしてまた、生活保護を適正に受けて自立を促すことにつながるものと信じておりますが、今回の法案の中身を見ますと、少し気になるところがございます。

二条でも、さまざま公共施設を「故なく起居の場所とせざるを得ない」と、私はこれはゆえあって起居の場所とせざるを得ないと思いますし、自立の意思の有無の判断というのは極めてあいまいでし、自立の意思があつても、何年にもわたって路上生活を余儀なくされている人たちがもう人生そのものに対し希望を失うということは当然あると思います。

先日、私も上野公園に行つてまいりました、

ホームレス状態の方々とお話ををしてきましたが、やはりアルコールに逃げてしまつて、あしたのことはもう考えたくない、そのような状況に置かれている方々がたくさんいらっしゃいました。

そして、やはり私が一番気になりますのは十一条、「その適正な利用が妨げられているときは、」とか、「当該施設の適正な利用を確保するために」という文言が大変心配でござります。

私は、阪神・淡路大震災の後、すべての私の住む町の公園は、一ヵ所残らず仮設住宅が建ちました。長い期間において子供たちは公園で遊ぶこともできませんでした。でも、家を失つた人たちが公園で暮らすこと、それは社会が生んだ一つの悲しい状況として受け入れましたし、だれも文句を言いませんでした。

今このこのホームレス状態に陥る方々というのには、バブル崩壊後、本当にこの日本の経済政策の失策によって余儀なくリストラや多重債務を抱えたり、さまざま理由で、このような生活をしたくないけれども、せざるを得ない状況に陥つてゐるのだと思います。社会全体で支えていくこと、私たちが援助していくことが、今一番大切なことだと思います。

今回、ちょっと大阪の問題でお伺いしたいことと、何点かにわたつて質問いたしますが、大阪の長居公園という大きな公園がございますが、ここでは生活保護の適用ということに対しまして重要な役割を果たしたんですが、テントの生活をやめれば、そのテント住まいの人から生活保護に対し、結局、テントを排除するため、テント生活者が野宿から直接居宅保護を認めていません。

上からの生活保護、直接ということがなされておりましたが、今回は、施設入居に関しまりたり、また生活保護に関しましては、しっかりと、一時的に入居するためには、テント生活者の方々からの居宅保護というのが前面にあり、路

べきだと思いますが、いかがでしようか。

○真野政府参考人 ホームレスに対します生活保護の適用いろいろ御議論がございましたけれども、私どもは、やはり要保護者の生活の状況を十分把握し、自立に向けての指導援助が必要であるというふうに考えておりまして、したがいまして、まず、自立支援センターでありますとかシェルターでありますとか、場合によつては医療機関でありますとか、そういうところで保護を行いまして、その間、療養指導、それから金銭管理、生活習慣の回復、そういういわば自立した生活が営めるように支援をいたしまして、その後、必要に応じて居宅保護というのが、やはり、今の状況からすると、生活保護を適用し、その方の自立を促すということでは一番流れとして適當ではないか

というふうに考えております。

○中川(智)委員 それでは、一時避難所といふところに暮らすホームレス状態の人たちの権利またプライバシー、どのようになつていると実態を把握してお考えでどうぞ。

まくらもない、そしてシーツなどのかえが頻回に行われないので、シラミなどがわいている状態。そして、西成の場合などは、有刺鉄線さえ張りめぐらされている、施錠がある。そのような収容所のようなどころに、どれぐらいかかるかわからない期間強制的に入居させるというような一律的なことをやつてはいるから、やはりそこに入ることを拒否したり、脱走したりということが生まれるんじゃないでしょうか。

そのような一時避難所の、人権に配慮した施設であるのか、プライバシーやそして衛生面、しっかりと確保しているのか、その実態調査というのはしっかりとやられてはいるでしょうか。有刺鉄線のことなど御存じでしょうか。

○真野政府参考人 シェルターにつきましては、建築基準法に定める諸基準その他の遵守をお願いいたしております。

ただ、このシェルターそのものが、定住の場所ということではなくて、緊急一時的な宿泊所でございました

ざいますので、そういう意味では、先生御指摘のとおり、プライバシーの問題その他に若干、普通の居室のような、そういう面での配慮というのが欠けている面がある場合もあるかと思いますけれども、今後私ども、大阪府、大阪市に対しましてそういうような指導をしたいというふうに思っております。

○中川(智)委員 それでは、一度本当にどのような状況かというのをしつかり厚生労働省も実態を把握していただいて、そして、人間として、私たちがもしもそこにいるときに、ここだったらしばらくの間そのような形で、手続で、入居していくのも暮らせるという、収容所のようなものじゃないというものをしつかりつくっていただきたいと思いますが、そこに入っている期間というのが今しばらくなようなんですが、一時的なというのはどうぞ安心でしようか。

○眞野政府参考人 一応目安としては、最大限六ヶ月以内というふうに指示をいたしております。○中川(智)委員 六ヶ月ということですね、半年。

なぜそんなに長い時間かかるのでしょうか。健診をやつたりそういう手続をするのに、一ヶ月ぐらいあれば十分だと思うのですが、六ヶ月もかかるという根拠はございますか。

○眞野政府参考人 中し上げておりますように最大限であります、もちろん、その間に先ほど申し上げたような自立への道ができるということであれば、速やかに退所していただくとこうなっています。

○中川(智)委員 そこの部分に関しましては、できるだけ短い期間で、そして、しつかりと人が住めるような環境を整える。間違つても有刺鉄線や、そして門限や施錠や、そのようなことに 대해서はなくしていただきたい。それは、今後見直しまでの間に速やかにやはりしつかりとその実態把握をすることの中、しつかりと見続けていきたいと思います。

私が先ほど質問いたしました部分に関しまして

は、社会福祉相談所などでは通所して手続が可能ということを伺つていて、施設への強制入居がなっても手続ができる、そのような柔軟な対応というのはまるで考えられないわけでしょうか。必ず一時的に入居しなきゃいけないという形で今後も進めていくのでしょうか。

○眞野政府参考人 今申し上げましたように、ホームレスの方には、いわば生活のリズムといいますか、そういうことで、そのリズムを取り戻していくたゞくということで、そのリズムを取り戻していくことから、標準的にはあいう形をお示したしているわけですけれども、例えば保護を開始する際に住宅の確保ができる、それから、今申し上げました金銭管理とか生活習慣とか、そういうことがきちんと行える方である場合には、当然、居宅保護も行えるということです。

○中川(智)委員 続きまして、私自身は、できるだけ居宅保護、そして当然、就労支援というのまず第一ですが、そういう施設にすごく税金がかかつていて、結局、これは釜ヶ崎の施設だと思いますけれども——長居公園ですね。長居公園、三十七人の入居者に対しても年二億五千万の経費がかかれています。一人に換算しますと、毎月二十二万かかるています。居宅保護の場合だと毎月十二万ということで、施設入居よりも居宅保護の方がお金としても非常に安く、毎月十万も安くなるわけなんですね。できれば居宅保護をもっとスマーズにしていただけて、こちらの方の柔軟な対応をお願いしたいと思います。

そして次に、この西成のあいりん地区の職安。あいりん職安というのは、三十六年以上続いているわけなんですが、過去一回も仕事の紹介がありません。今まで、割と仕事がいっぱいあるときは手配師さんが一階で仕事の手配をしていて、そして、あいりん職安の仕事は、あぶれ質というものの配付と、そして失業保険の支給だけでした。あいりん職安に仕事紹介がないということの実態をしつかりわかつていらっしゃるのか。

今後、この法律ができた後、これはこのまま今

までのように職業紹介はない職安として、これはということを伺つていて、施設への強制入居がなっても手続ができる、そのような柔軟な対応といいますか、まるで考えられないわけでしょうか。つまりでしようか。

○澤田政府参考人 あいりん地区におきます日雇い労働者の職業紹介につきましては、先生御指摘のように、昭和三十七年より、財団法人の西成労働福祉センターが無料職業紹介の許可を得て行っておりまして、あいりん労働公共職業安定所におけるため、国、大阪府、地元の大坂市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしまして、職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございました。

これは、当時、あいりん地区の諸問題に対応するため、国、大阪府、地元の大坂市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしまして、職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございました。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよね。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじやなくて、その中で職業紹介をまず第一義的にやって、その他の事業をやっていく。どうも理解不可能なんですけれども。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよね。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじやなくて、その中で職業紹介をまず第一義的にやって、その他の事業をやっていく。どうも理解不可能なんですけれども。

○中川(智)委員 私のしました質問に対して明確な御答弁じゃないと思いますが、行政などと相談して、今後はどうなるかわからないと。

職業安定所なわけですかから仕事紹介するという

のは基本的な仕事であるはずですが、それが機能していないんだつたら、なくてもいいわけですよ。だって、あいりん地区には一つしかないんですね、国の直轄としての職安は。職業紹介をするということで今後進めていかないと、今度の法

律がでても、そこで職業紹介をしつかりやるのかどうか、それを明確に、イエスかノーかで答えください。

○澤田政府参考人 あいりん総合センターという施設の中に、職業安定所と、財団法人の西成労働福祉センターが一緒に入つております。そして、先ほど申し上げた役割分担のもとに、財団の西成労働福祉センターの方が無料職業紹介の許可を得て職業紹介をするという役割分担になつておりますので、今後ともこういう形で、地元自治体として、この分担と連携の関係はしつかりやつておられます。

これは、当時、あいりん地区の諸問題に対応するため、国、大阪府、地元の大坂市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしまして、職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございました。

これは、当時、あいりん地区の諸問題に対応するため、国、大阪府、地元の大坂市の三者で、あいりん総合センターを設置いたしまして、職業紹介のみならず、生活上の相談、医療上の相談あるいは住宅相談等を総合的に実施するということを決めた際に、二つほど大きな理由がございました。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよね。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじやなくて、その中で職業紹介をまず第一義的にやって、その他の事業をやっていく。どうも理解不可能なんですけれども。

○中川(智)委員 でもそれは、もう一つの方は府の外郭団体として、財団法人ですよね。このあいりん職安は、職安ですから、本来業務というのはそちらの財団法人と分担するんじやなくて、その中で職業紹介をまず第一義的にやって、その他の事業をやっていく。どうも理解不可能なんですけれども。

○中川(智)委員 私のしました質問に対して明確な御答弁じゃないと思いますが、行政などと相談して、今後はどうなるかわからないと。

職業安定所なわけですかから仕事紹介するという

に支障がないような形でやつてまいりましたので、引き続き適切に対応したい、こう思つております。

○中川(智)委員 職業紹介に支障がないというの

は、それはそちらの言い分であつて、そして、昭和三十七年当時からどれくらい年数がたつていますか。三十六年たつていてるわけです。今の状況といふのは全く違つてゐるわけで、ずっと三十六年

前のその役割分担、そして職業紹介を、もう本当にみんなが求めてる——間違えましたか、年数。済みません。求めてるニーズに対応してないということはゆゆしき事態だと思います。今後また質問させていただきます。

これは最後になるかもしれません、自立の意思の有無、あるなしといふのは支援の判断基準にならないと私は思うんですが、ここで大事なのは、ホームレス状態になつて今生活をしていらっしゃる方といふのは、やはり非常に強制とか管理とかを嫌う方も中にはいらつしやると思います。

今回の法律ができましても、本人の選択権といふのはとても大切だと思います。ある意味では、テント生活を続けたいという人には、それはそのまま生き方もあるでしようし、生活保護を選ぶ、または施設に入る、また積極的に就労支援によつて仕事につく、やはりその選択権の自由といふとを認めるのが最大の人権に配慮した今回の法律だと思ひます。その部分に関して、大臣、ちょっとと御答弁をいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 きょうは中川議員と意見の違つ

ことが多くて申しわけないんですが、やはり、テント生活をしたい、それはそういう生き方もあるんだろうというふうに思ひますが、ただ公共の場所で、いつまでもそこで住むということは、これは国民全般の権利にもかかわつてくるわけありますから。御自身の土地でテント生活をしようとおっしゃるんだつたら、それはそれで、そういう生き方はあるというふうに思ひますけれども、

そうでないところに問題があるのですから、またもう一つの問題点としてこの問題があるという特點措置法案起草の件について議事を進めます。

ふうに思つておりますので、いささかきょうは意見を異にいたしますけれども、そこはやはり解決をしていかなければならぬ問題の一つだというふうに思つております。

○中川(智)委員 もう時間ですが、最後に、この間上野公園に行つてお話を伺つたときに、やはり病気が一番怖いと。きょうはまだ体が元気だけれども、あしたはどうなるかわからないという不安の中で、救急車を呼んでも、病院に着いたら、そ

この公園から、上野公園から来たということがわかつたら、はい、もうきょうはヘッドもいっぱいだとして、そこで病院から捨てる、投げ出されるということが一番つらいというふうにお話を聞いていらつしやいました。

行旅病人法とかありますし、また、厚生労働省としては、このように行き場のない方々の医療に関する医療機関の協力を求め、本当に悲しい健康の悪化を招かないような方策をぜひともとつていただきたいということを最後に要望いたしまして、質問を終わります。

○森委員長 午後三時五十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お詫びいたします。

第一百五十一回国会 鍋田節哉君外九名提出、ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ

本件につきましては、長勢甚遠君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主・市民連合及び保守党の五派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。長勢甚遠君。

○長勢委員 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の起草案につきまして、自由民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主・市民連合及び保守党を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十三年九月末の厚生労働省の調査によれば、我が国には約二万四千人のホームレスがおり、このように多数のホームレスが食事の確保もままならないまま長期の路上生活で心身ともに疲弊していく実態は、彼ら自身の福祉の観点から大きな問題であり、看過することはできません。また、ホームレスが起居の場所とするのは、都市公園、河川、道路、駅舎等であります。ホームレスがこれらの施設で日常生活を送つてゐることに起因する地域社会とのあつべきが随所で生じております。公共の用に供する施設の適正な管理も、早急に対処すべき課題であります。

現下の厳しい雇用失業情勢のもと、ホームレスの数は今後も増加傾向が続くと思われ、ホームレスに関する問題がより深刻化する前に法的な裏づけのものとホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進する必要があります。

以上が、本案を提案した理由であります。

次に、本案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、ホームレスの定義であります。この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設をゆえなく起居の場所として、日常生活を営んでいる者をいうものとおっしゃるんだつたら、それはそれで、そういう生き方はあるというふうに思ひますけれども、

○森委員長 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

第二に、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標として、一、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施設並びに生活に関する相談及び指導を実施することによるホームレスの自立、二、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援によるホームレスとなることの防止、三、緊急に行う援助等によるホームレスに関する問題の解決を掲げております。また、ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、目標に従つて総合的に推進されなければならないこととしております。

第三に、ホームレスの自立への努力義務、国及び地方公共団体のホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施の責務について規定しております。

第四に、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、都道府県及び市町村は、必要に応じ、基本方針に即して実施計画を策定しなければならないこととしております。

第五に、国は、地方公共団体または民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたばかり、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するためには必要な措置をとるものとしております。

その他、民間団体の能力の活用、国及び地方公共団体の連携並びにホームレスの実態に関する全国調査について規定しております。

第六に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、十年間の时限立法とし、施行から五年後を目途としてこの法律の規定

について検討を加えることとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

[本号末尾に掲載]

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本起草案について発言を求められておりますので、これを許します。瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

日本共産党は、この法案に対して、ホームレスの人々の直接支援とホームレスに至らないための施策を国の責任としたこと、就業機会の確保を緊急、抜本対策として位置づけたこと、國の基本計画、都道府県の実施計画などの策定を義務づけています。

しかし、この法案には、不十分な面や、ホームレスの人々に対する人権上の規定も危惧されています。与えられた時間は五分でございますけれども、どうしても確認したい点があるので、まとめて伺います。

第一に、第二条のホームレスの定義の問題ですが、支援法にふさわしく国等の果たすべき責務を明らかにすることを前提にすべきであり、やむなく公共の場で野宿しているのに、あえて「故なく起居の場とし」としたことは、不法に公共施設を占拠した法違反者という認識でこの法が適用されかねません。少なくとも、諸外国でも採用している広義の定まったく住居のない人、もしくは民主党案にあった「野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であつてこれに準じるもの」と

なぜ提案できなかつたのでしょうか。

第二番目には、第十一條、公共の用に供する施設に關して「適正な利用を確保するために必要な措置をとる」としていますが、現行法でも対応が可能であり、むしろ野宿を強いられない制度、環境をつくるとして今回の法案が提出されたのではないでしょうか。今でも、説得の名のもとに、事実上排除が強まっております。十一條の定義では、違反者を追い出すための条項と受け取られかねず、支援法にはなじまないとと思うので削除すべきではないかと思います。

第三に、財政的な裏づけについて施策実施の財政規模はどのぐらいを考えているのでしょうか。財政上も國の責任を明らかにするべきであるのに、第十條は義務規定ではなく努力規定としたのは一体なぜでしょうか。

以上、質問いたします。

○長勢委員 御答弁申し上げます。

まず、第一の質問でございますが、第一条において、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と規定いたしましたのは、ホームレスについての一般的な実態を過不足なくより適切に表現していると考えた次第であります。

また、「故なく起居の場所とし」と規定いたしましたのは、災害等により住居を失い、公園等に設置された仮設住宅に身を寄せておられるような正当な理由により公共的施設を起居の場所として利用している方が含まれないようにするためにあります。

第一の質問でございますが、この法律は、ホームレスの自立の支援等に関する問題の解決に資することにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としております。ホームレスに関する問題といたしましては、ホームレスにより公共施設の適正な利用が妨げられ、地域社会とのあつれきが生じつつあることもまた事実であります。

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

そこで、現行法令の規定に基づき公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置を講ずることは可能でありますが、御指摘のとおりホームレスに関する問題は、単に排除するということだけでは

なつて、現行法令の規定に基づき公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置を講ずることで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図り可能であり、むしろ野宿を強いられない制度、環境をつくるとして今回の法案が提出されたのであります。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんのが安心にこたえていないふうに思います。

それで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんのが安心にこたえていないふうに思います。

それで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんのが安心にこたえていないふうに思います。

それで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんのが安心にこたえていないふうに思います。

それで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

○森委員長 特に許します。瀬古君。

今、答弁では、本当に不安、野宿者の皆さん

の、そして支援者の皆さんのが安心にこたえていないふうに思います。

それで、きょう私の方は時間の制限があります

ので、私の質問全文を皆さんにお配りいたしました。ぜひ提案者の皆さんには、関係者の皆さんがあながいように、後ほど誠意を持ってお答えいただきますように要望して、私の発言といたしました。

ホームレスの自立の支援等を柱とするこの法律に規定する意義は十分にあると考えております。

第三の質問でございますが、財政規模についてのお尋ねでございます。

ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するためには、財政上の措置が十分に確保されることが必要であると認識しております。

現段階で財政規模について確たることを申し上げることはできませんが、この法律が施行されることによりこれまで以上に政府において必要な財政上の措置を講じていただけますよう、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

また、基本法以外の法律においては、財政上の措置について努力義務規定として規定することが必要であることを参考にいたしました。

もとより、このように努力義務として規定した

からといって、国の財政上の責任が免除されるわけないことは明らかでございます。

以上でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。(瀬古委員「委員長」と呼ぶ)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件(案)

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようになることは、憲法第十二条及び第二十五条の精神を体現するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることにより深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。

三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。

四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。

五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づく場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に充分に配慮すること。

六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。

七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。

ホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようになることは、憲法第十二条及び第二十五条の精神を体現するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることにより深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。

三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。

四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。

五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づく場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に充分に配慮すること。

六 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。

七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。

八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すことをと。

九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、関係省庁との連携を図りつつ努力してまいる所存であります。

○森委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付等につきましては、委員長に任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのよう決しました。

本案は、近年の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性が増大していることから、国民の利便性の向上に資するとともに、信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は、共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとし、社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第二に、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあつせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えること。

第三に、社会保険労務士が業務を行ひ得ない事例について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止すること。

第四に、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の会則の記載事項から、開業社会保険労務士の受ける報酬に関する規定を削除すること。

第五に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行すること。

第六に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○森委員長 この際、お諮りいたします。

○森委員長 本起草案の趣旨及び内容であります。

○森委員長 〔目的〕

第一章 総則(第一条～第七条)

第二章 基本方針及び実施計画(第八条～第九条)

第三章 財政上の措置等(第十条～第十二条)

第四章 民間団体の能力の活用等(第十三条～第十四条)

第五章 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関する、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人权に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

○森委員長 次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、意見の一一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

○森委員長 〔賛成者起立〕

○森委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、御説明申し上げます。

○森委員長 その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

○森委員長 〔定義〕

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故に

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森委員長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

く起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意つつ、前項の目標に従つて総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用することにより、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

(第二章 基本方針及び実施計画)

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関連する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項

する事項、ホームレスの人の権利の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

(実施計画)

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

実施計画は、都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められたときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められたときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

第十条 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を聴くように努めるものとする。

第十一條 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援

等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

(附 则)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)
第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(理由)

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつある現状にかんが

